

大阪教育大学 修学支援事業基金のご案内

学び続けたい 学生を支援する

大阪教育大学では、経済的理由により修学に困難がある学生が希望する教育を受けられるように「修学支援事業基金」を創設しました。法改正により「所得控除」に加え「税額控除」が適用対象となります。

寄附者特典

寄附者の方々に特典を用意しております

- 本学ウェブページにて御芳名掲載
- ご寄附いただいた金額に応じて銘板による顕彰(ブロンズ会員以上)

本学柏原キャンパス附属図書館内にて下記称号の銘板を掲示いたします。
なお、他の基金との合算及び寄附金額は積み増しが可能です。継続的なご支援をお願い致します。

会員称号	個人	法人・団体
プラチナ会員	1000万円以上	1億円以上
ゴールド会員	500万円以上	5000万円以上
シルバー会員	100万円以上	500万円以上
ブロンズ会員	10万円以上	50万円以上

- 本学の学生によるオーケストラ演奏会等にご招待(ブロンズ会員以上)
- 大阪教育大学長から感謝状贈呈



国立大学法人
大阪教育大学

ごあいさつ



国立大学法人 大阪教育大学長

栗林 澄夫

大阪教育大学は、1874年(明治7年)5月に設置された教員伝習所をその起源とし、140年を超える歴史と伝統を有する我が国有数の先導的な教員養成系大学です。教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成に貢献してきました。現在、在籍している学生は約4,800人、卒業生は約6万人を超え、本学を巣立った人材は、教育界をはじめ様々な分野で活躍しております。

日本の高等教育機関に対する公的支出は、OECD諸国の中で低いレベルにあり、国立大学法人に対する国の支援も年々厳しさを増してきております。これまでの本学の歴史と伝統を絶やすことなく、世界に有益な人材を輩出するために、このたび「大阪教育大学修学支援事業基金」を創設いたしました。

「修学支援事業基金」の目的は、経済的理由により修学が困難な学生への修学支援を行うことです。授業料や入学料の免除や奨学金制度の創設、学生の海外留学にかかる費用の一部負担など、意欲と能力のある経済的に苦しい学生を支援することで、わが国の将来を担う優秀な人材を育てます。

どうか趣旨にご賛同いただき、力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2017年3月

修学支援事業基金について

■ 基金名称

大阪教育大学修学支援事業基金

■ 活用内容

経済的理由により修学に困難がある学生に対し、以下の事業を行います。

- (1) 授業料、入学料の全部または一部の免除
- (2) 学資等の給付又は貸与
- (3) 海外留学に係る費用の負担
- (4) 学生を教育研究に係る業務に雇用するための経費負担

■ ご協力をお願いする金額

一口 1,000円

■ お手続き方法

大阪教育大学修学支援事業基金へのご寄附は、個人名義及び法人・団体名義から1口1,000円で以下のお手続きによりお申し込みいただけます。

- ① クレジットカード等によるお手続き(インターネットでのお申込み方法)
大阪教育大学ウェブサイト(<http://osaka-kyoiku.ac.jp/>)にある「大阪教育大学基金」バナーをクリックし、修学支援基金を選択してください。各種決済方法(クレジットカード、コンビニ、Pay-easy)によるご寄附を受け付けています(株式会社エフレジのF-REGI寄附支払いサイトでのお手続きとなります。)

【利用に際しての留意点】

本システムをご利用の場合は、本学がシステム管理会社(株式会社エフレジ)からの入金を確認するまでにお申し込み受付時から約2～3ヶ月のお時間を要します。

ご寄附の領収日は、お手続き日やカード決済口座からの振替日ではなく、システム管理会社から本学へ入金された日となります。そのため、10月から12月までに本システムを利用してお申し込みいただいたご寄附にかかる寄附金控除は、お申し込みを受け付けた年の翌年の所得等から控除される扱いとなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、お申し込み年内での寄附金控除をご希望の場合は、金融機関での振込によるご寄附の手続きをご利用ください。

- ② 金融機関(銀行)での振込によるお手続き

全国の金融機関からお振込でのご寄附を受け付けております。添付の3連式払込取扱票をご利用ください。

■ 寄附金受領証明書の発行

ご寄附の入金を確認した後、「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書(写)」を発行いたします。クレジットカード等によるお手続き(インターネットでのお申込み方法)の場合、システム管理会社から入金が確認された後の発行となりますので、お申し込み受付時から約2～3ヶ月のお時間を要します。領収書の日付は以下のとおりとなります。

- ① クレジットカード等によるお手続き(インターネットでのお申込み方法)
システム管理会社から大阪教育大学へ入金された日
- ② 金融機関(銀行)での振り込みによるお手続き
金融機関から大阪教育大学へ入金された日

寄附金に対する税法上の優遇措置

2016(平成28)年度税制改正により、大阪教育大学修学支援事業基金へのご寄附に対しては、従来までの「所得控除」に加え、「税額控除」の適用を受けることができますので、確定申告の際に寄附者ご自身でどちらか一方をご選択ください。

なお、確定申告の際には、国立大学法人大阪教育大学が発行した「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書(写)」が必要になります。(「所得控除」の適用を受ける場合は「寄附金受領証明書」のみ)

また、大阪教育大学への寄附金を個人住民税の控除対象としている都道府県・市区町村にお住いの皆様は個人住民税の控除を受けることができます。

	所得控除	新規 税額控除
優遇措置の内容	所得控除を行った後に税率を掛け所得税額を算出	学生の修学支援に係る事業へのご寄附に対して、税率に関係なく所得税額から直接控除
所得税額算出式	[所得金額－寄附金控除額(寄附金額－2,000円)]×税率	寄附金控除前の所得税額(所得金額×税率)－寄附金控除額[(寄附金額－2,000円)×40%]
特徴	所得税率が高い方に減税効果が大	小口の寄附にも所得控除と比較して減税効果が大

〈参考〉確定申告による所得税還付金額の目安

※あくまで目安ですのでご参考としてお取り扱いください 単位:円

寄附金額		1万円	5万円	10万円	30万円	100万円	
課税される所得金額	500万円	税額控除	3,200	19,200	39,200	119,200	143,100
		所得控除	1,600	9,600	19,600	59,600	199,600
	700万円	税額控除	3,200	19,200	39,200	119,200	243,500
		所得控除	1,800	11,000	21,100	61,100	201,100
	1000万円	税額控除	3,200	19,200	39,200	119,200	399,200
		所得控除	2,600	15,840	32,300	98,300	329,300

